

土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の住宅を土砂災害に対して安全な構造に**補強**する工事に対して支援を行います。

（１）受付期間

事業実施年度の 4月 1 日～

※事業実施年度の3月31日までに実績報告書を提出できるものに限りです。

※予算がなくなり次第に終了します。

※事業実施の前年度の11月末までに事前相談をお願いします。

（２）補助対象者

補助対象住宅の所有者です。ただし、補助対象者の世帯全員が、市税及び公共料金の滞納がないことが条件です。

（３）補助対象住宅

以下のいずれにも該当する住宅（長屋、共同住宅及び店舗等の用を兼ねるものを含む）です。

- ・レッドゾーン内の居住されている住宅
- ・レッドゾーンに指定される前に建築され、土砂災害に対して安全ではない住宅

（４）補助対象工事

建築基準法施行令第80条の3に規定する構造方法に基づく外壁等に適合させるための補強工事

（５）補助内容

補助対象経費	補助金の額
① 設計費	補助対象経費の 23%以内の額 （限度額 10万円）
② 工事費	補助対象経費の 23%以内の額 （限度額 110万円）
③ 解体費	補助対象経費の 23%以内の額 （限度額 50万円）

※予算の範囲内で交付します。

※補助対象経費

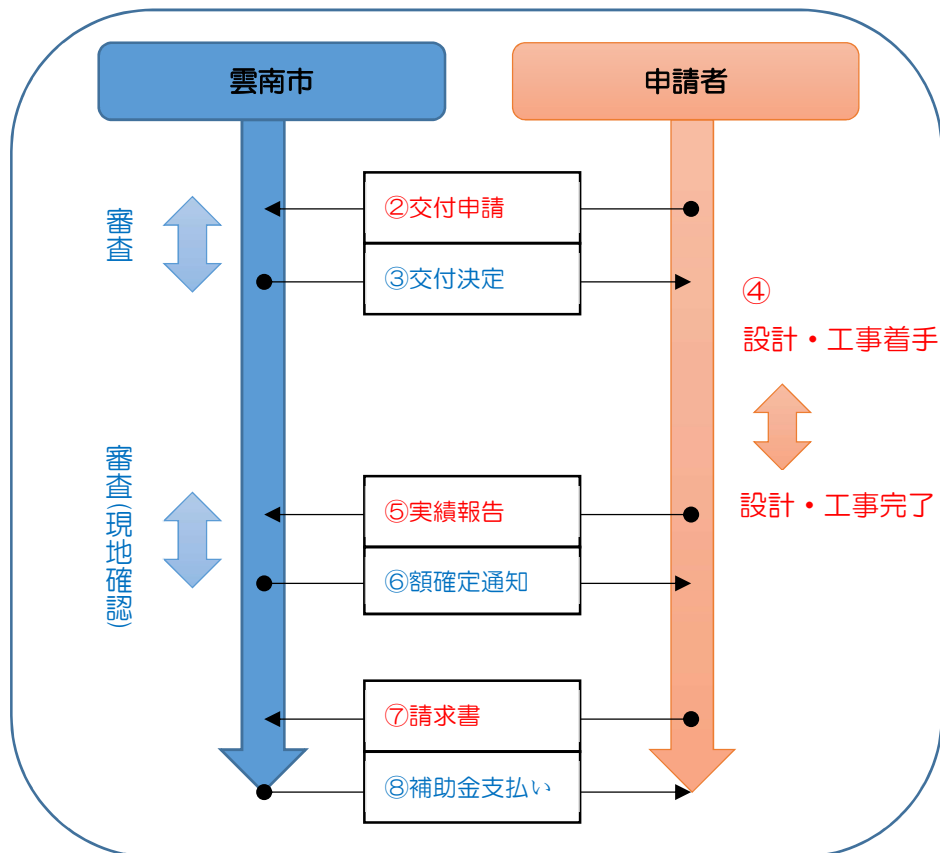
- ①設計費とは・・・（４）補強設計に要する設計費
- ②工事費とは・・・（４）補助対象工事に要する工事費
- ③解体費とは・・・（４）補助対象工事に伴い発生する解体費、建替えに伴う既存建物の解体費（レッドゾーン内に限る）

(6) 手続きの流れ

【事業実施前年度】

- ①事前相談・・・レッドゾーン区域の確認、補強工事の概要、工事時期等を確認します。

【事業実施年度】



(7) 提出書類

① 交付申請時

(共通)

- ・交付申請書
- ・滞納調査同意書
- ・登記事項証明書等 補助対象住宅の所有者及び建築年が確認できる書類
- ・図面（土砂災害特別警戒区域告示図書の区域図で位置を示したもの、平面図、横断図）
- ・見積書の写し
- ・土砂災害特別警戒区域外へ移転ができない理由書
- ・現況写真（建物の外観写真）

(改修工事の場合)

- ・補強工事の内容が確認できる書類
- ・建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することの建築士の証明又は建築基準法の規定による確認済証の写し

② 実績報告時

(共通)

- ・実績報告書
- ・請求書及び領収書の写し

(設計の場合)

- ・補強工事の内容が確認できる書類
- ・建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することの建築士の証明又は建築基準法の規定による確認済証の写し

(改修工事の場合)

- ・工事写真（施工前、施工中、完成）
- ・完成図面
- ・建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することの建築士の証明又は建築基準法の規定による検査済証の写し

【お問い合わせ】

雲南市 建設部 建築住宅課 Tel：0854-40-1065 fax：0854-40-1069